

ゼロから始める
交通事故治療

-5つの掟-

Traffic accident treatment series starting from scratch

～はじめに～

交通事故で怪我をされた患者様を治療される場合、一般の傷病とは異なり、自動車保険（損害保険）に関する知識が必要となります。それは、交通事故に遭った患者様の多くは、相手側が加入されている自動車保険、もしくはご自身の自動車保険を利用して治療されるからです。

そして、相手側が自賠責保険だけにしか加入されていない場合と、任意保険にも加入されている場合とでは、取扱い方も異なります。

さらに厄介な事には、相手側が無保険であったり、ひき逃げで相手が分からず、保険を利用できないことがあります。

その上、交通事故の治療には、施術者と患者様以外にも、警察、病院の医師、損害保険会社の担当者、弁護士、国土交通省など様々な機関が絡らんできます。

このような普段関わる事がないような機関や保険知識が交通事故の治療を複雑化し、結果的にストレスを感じている施術家も多いでしょう。

そこでガイドブックには、交通事故の治療をされるなら必ず知っておくべき保険や法律の知識を簡単に纏めてあります。

まずは次頁からの、Q&A に回答してみてください。

正解が少ないとハッキリいって交通事故を専門に取扱う基準としても厳しいです。でも、悲観することはありません。これから勉強すれば良いのですから…。このガイドブックが、その動機付けとしてお役立ていただければ幸いです。

この意味知ってる？



一括請求とは

いきなり質問です。

『一括請求』を説明できますか？

いきなりの質問でビックリされたかもしれませんが、実はこの『一括請求』とは、柔道整復師が交通事故の治療を取扱う上で基礎部分となる最重要キーワードとなるため、最初にお聞きしました。

このキーワードの本来の意味を理解されていれば、自動車保険（損害保険会社）との揉め事が減ります。つまり患者さんの治療に専念できる事になります。

ところが、今まで多くの柔道整復師とお会いした際に、この『一括請求』の意味についてお尋ねしたところ、様々なご返事が返ってきました。

正直、柔道整復師の業界としても「これはかなり問題があるな？」と感じました。これが、こちらのガイドブックを作ったきっかけでもあります。

っというのも、通常、自動車保険（損害保険会社）の担当者は請求を受けると、請求先の院の Web サイトを確認して連絡をされます。

そこで「交通事故治療専門」と謳っていながら、交通事故に関わる損害賠償支払いの基本である一括請求を知らないと分ければ、「この院は本当に大丈夫なのか？」と疑われても仕方がありません。

場合によっては、患者さんの不利な状況にも繋がり、補償や治療費の低減（例：健康保険での治療）となる可能性が多いにありますので、今回を機会にしっかりと学んでいただきたいと思います。

解説の続きになります。

実は、この一括請求とは、交通事故治療における一種の専門用語のようなものなのです。

例えば、クレジットカードの支払に慣れている私たちであれば、「お支払は分割にしますか？、一括にしますか？」と聞かれた時のように、「一括＝纏めて支払う」と考えるのが通常です。

しかし、交通事故治療の際に自動車保険（損害保険会社）とのやり取りで使われる一括請求の意味は、クレジットカードの支払いの場合とは異なります。

ではどのような意味なのでしょう。次項からは、Q&A を交え、3つのステップに分けて詳しく解説していきます。

ステップ 1

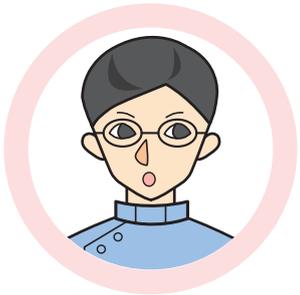


『一括請求』の本当の意味を知る



Q. 今までお話してきた『一括請求』とは、次のうちのどれが正しいと思いますか？

A1. 施術開始から、施術終了までの全ての施術費用を、治癒してからまとめて請求すること



A2. 施術開始から、2~3ヶ月分の施術費用をまとめて請求すること

A3. 施術費用を、月ごとにまとめて請求すること

さて、正しい答えはどれでしょうか？

さて、回答が出ましたか？

A1 でしょうか？

確かに、全部まとめていっぺんに支払うからこれかなあ・・・？

「昔はまとめて請求していた」、なんて話も聞いたような記憶もあるからなあ？

A2 でしょうか？

以前、働いていた院でも 2~3 ヶ月分まとめて請求していたし、毎月では面倒だから、ある程度いっぺんにまとめて請求するのが正しいような気がするなあ？

A3 でしょうか？

そう言えば、損保会社の担当者も電話で「毎月お願いします」なんて言ったような気もするし・・・A3 もありかなあ？

どれを選択されましたか？

実は、3 つの中に正解はありません！

自信を持って、「この中に正解はない！」と答えられたのなら、あなたは初級をクリアされているでしょう。

ですが、自信をもって言い切れなかった方は、保険担当者と揉めてしまう可能性があります。

では、それはなぜでしょう。次項から解説です。

交通事故の治療で使われる『一括請求』とは、

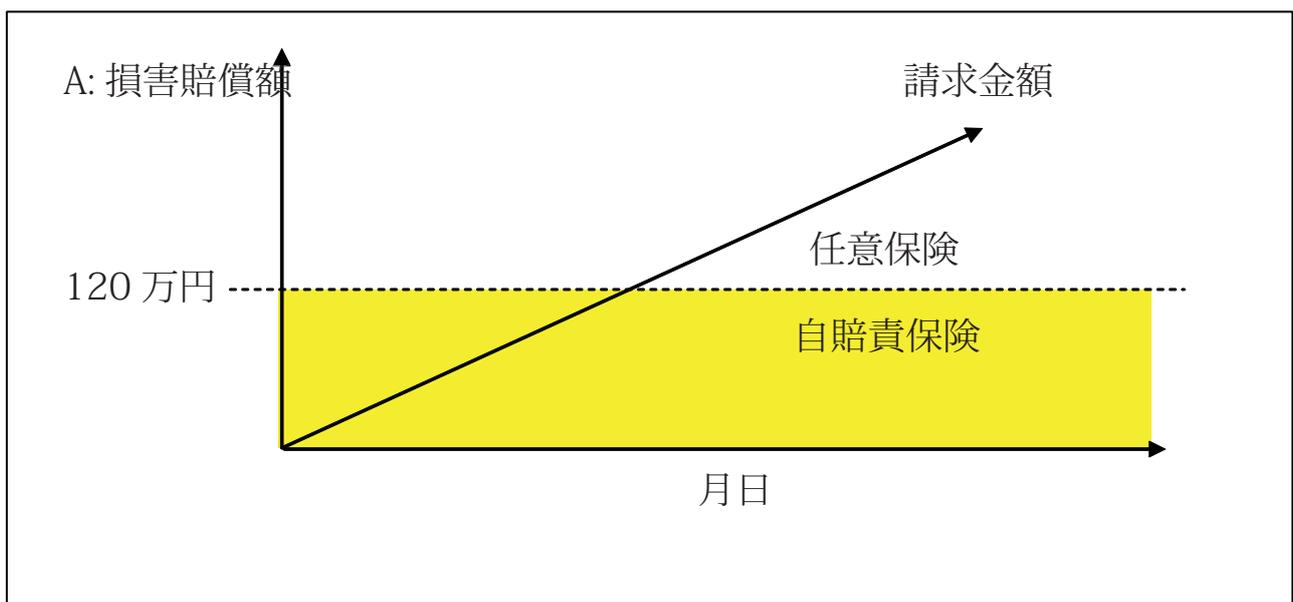
「任意保険を取扱う自動車保険（損害保険会社）が、自賠責保険と任意保険の治療費の支払いをまとめて（一括）、請け負う」

という意味なのです。

実は、強制保険と言われている自賠責保険には、傷害の支払限度額が120万円までとされています。そこで不足を補えるように任意保険があるのですが、本来別々の保険として運用されており請求が複雑でした。

これを解消するために、任意保険を取扱う自動車保険（損害保険会社）が、一括に纏めて請け負ってくれようになったのです。つまり、自動車保険（損害保険会社）側からのサービスとも言えます。

図示すると、以下のようなイメージになります。自賠責保険の上積みとして、任意保険があり、縦軸の損害賠償額 (A) を自動車保険（損害保険会社）にまとめて一括で請求できる、ということになります。



ステップ2

自賠責保険と任意保険の違いを知る

分かりやすくするため、

「任意保険を取扱う自動車保険（損害保険会社）が、自賠責保険と任意保険の治療費の支払いをまとめて（一括）、請け負う」

を細かく分解していきましょう。

自賠責保険は強制保険とも言われ、自動車を保有する全員が加入を義務付けられています。そして、国有企業となる国土交通省が定めています。

任意保険はその名の通り、加入されるかは、自動車を保有される者の意思に任されています。こちらは、民間企業となる損害保険会社が営利事業として運用している保険です。

また、自賠責保険を取扱う損害保険会社と、任意保険を取扱う損害保険会社とは別々の運用となりますので、賠償額を支払う会社は別々となります。

仮に代理店が同名保険会社であっても運用は別となります。

ここが分かれば、ステップ2はOKです。

ステップ 3

一括請求のメリットとデメリット

ここまで読んで、一括請求は必要なのでは？と思うかもしれません。そこで、「もし任意保険会社の一括請求サービスがなかった場合はどんな手続きが必要となるのか」を学んでみましょう！

①被害者となる患者さんは、治療費を含めた損害（通院交通費、文書料、慰謝料、休業損害等）を相手側の自賠責保険に請求することになります（損害賠償額の合計が120万円までとなります）

②損害賠償額の合計が120万円を超えた場合、超えた分の損害賠償額は相手側が加入されている任意保険会社に請求することになります。

このように、被害者である患者さんが賠償金を請求する手続きは、金額によって請求箇所が変わるのです。さらに厄介な事に、どの時点で120万円を超えたのかということも分かりませんので、ご自身で請求金額を知れば、計算する必要があるとなります。

任意保険会社が一括請求を引き受けてくれると、被害者（患者）は、こうした面倒な手続きをする必要がなくなるので、一括請求が必要とされるのでしょう。

もちろんメリットだけではなく、デメリットもあります。それは、全てを任意保険を取扱う会社に取り仕切ってしまうため、治療費の支払いや損害賠償額の決定などの主導権を握られてしまう場合があります。つまりそれは・・・次項で詳しく解説します。

こんな時どうする？



治療費の打ち切りとは!?

『一括請求』を利用し、自賠責保険と任意保険の賠償額の全てを損保会社に任せてしまうと、このようなことが起こることがあります。

あなたの施術によって、あと1~2ヶ月もすればほとんど回復すると思われていた矢先のことです。突然、損保会社の担当者から、このような電話が患者さんにかかってきます。



「今月いっぱい、被害者の方への治療費の支払いを打ち切らせていただきます」



「えっ？なぜですか！まだ痛いので治療を受けたいと思っています、なんとかありませんか？」

いくら頼んでも取り合ってくれず、損保会社の担当者は、「打ち切ります！」の一点張りです。これが交通事故の治療でよく耳にする「打ち切り」です。

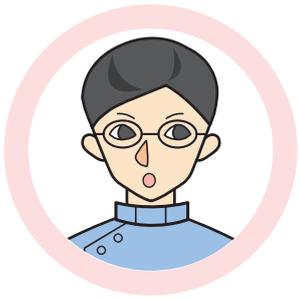
さて、こんな時、どうしたらよいのでしょうか？



Q. 突然、治療費の打ち切りの連絡！
さて、どうしたら良いと思いますか？

A1. 「まだ治療中なのに打ち切りなんて、理不尽じゃないか！」と、食って掛かり徹底交戦する

A2. 治療効果が上がっていることや、今後の回復までの予測が分かる資料を、損害保険会社に提出し交渉する



A3. 「仕方がない」と諦めて、患者さんに自己負担直接支してもらい、その後も治療を続ける

A4. 相手はこの道のプロ（保険のプロ）なので、自分で交渉をせずに、こちらも交通事故に強い弁護士を立てて交渉する

あなたなら、どれを選択されますか

えっ!?! 今度も正解のないヒッカケ問題ではないかって？

いえ、今度は正解はあります。

それも一つではなくて、三つも！

そうです！ A1 以外は全て正解です！

ただし、A3 と A4 には条件があります。

一つずつ、その理由を説明します。

まずは A1。

これは、最も最悪な対応です。確かに、突然「治療費の打ち切り」と言われたら、反論したくなる気持ちは分かります。しかし、ここで言い争っていても問題の解決にはなりません。お互いの感情が悪くなるだけで何一つ良いことはありません。

次に A2。

損保会社の担当者の多くは、接骨院・整骨院の施術を良く知りません。ですから、「むち打ち症なんて、2~3 ヶ月もあれば治る」ものだと思っています。そのため、治療開始から 2~3 ヶ月経つと、もう治る時期だと独自に解釈されて治療費を打ち切ってきます。

これに対抗するには、感情論ではいけません。患者さんの具体的な症状と、これまでの治療経過や効果、また今後の見通しを具体的に説明して理解を求めることが大切です。

そして、A3。

本来なら A2 の方法がベストとなりますが、損保会社の担当者にも様々なタイプがいますので、全ての方が理解してくれるとは限りません。また、損保会社が理解を示してくれるまでに時間が掛かる事もあります。

しかしその間も、患者さんの治療は中断するわけにはいきませんよね。ですので、取りあえず、打ち切り後の治療費は患者さんに直接支払っていただき、示談交渉の際に治療費を認めていただけるよう交渉するのも1つの手です。

最後の A4。

そう、A4 は最後の選択肢です。っというは大袈裟ですが、この選択が確実な手段になりつつあります。本来ならば A2 がベストですが、説明をしても取り合ってくれないような場合や、一方的で不誠実な対応をされる担当者はいますので、弁護士に依頼することが必要となります。ただし、弁護士を立てる場合は、交通事故の案件を少なくとも 30 件以上されている方にお願ひしてください。

しかし、最も正しい答えは、またもやこの 4 つの中にはありません！

それは、全ての答えが、治療費打ち切りという問題が起きてしまったからの対応策だからです。これらの答えは、いわば対処療法のようなものなのです。

本来は、打ち切りなどが起きない環境にすることが大切なのです。

では、損保会社から先ほどのように、突然、打ち切りをされないようにするためには、どうすれば良いのでしょうか？

その答えを見つけるためには、逆の視点で考えてみましょう！

なぜ、損保会社は、接骨院（整骨院）で患者さんが治療を始めると、2～3ヶ月で治療費の支払いを打ち切ろうとするのでしょうか？

考えられることはいくつかあります。

- ①損保会社の担当者は、柔整師や接骨院・整骨院のことを良く知らない
- ②病院の医師の方が、柔道整復師よりも信頼されている
- ③病院では、2～3ヶ月で治療が終わることが多い
- ④この基準を接骨院・整骨院での治療期間にも当てはめてくる
- ⑤120万円までなら自賠責保険から支払られる。

これらの、問題に対して、先手を打って、ひとつひとつ対処していくことを心がけましょう！

①損保会社の担当者は、柔整師や接骨院・整骨院のことを良く知らない

信じられないかもしれませんが、多くの担当者は接骨院（整骨院）に通院した事などありません。っというよりも、接骨院(整骨院)という業種すら知らないため、保険担当者になって初めて聞く方が多いのです。ですから、「むち打ち症の治療には接骨院・整骨院の施術が最も適している」などと知るわからないのです。ですから、こちらから説明しないと分からないのです。

本来なら、先生の口から説明していただくのが最良です。もし何を伝えたらよいか分からない場合は、むち打ち治療協会著作の『むち打ち症を治すための8つの鍵』の10頁～35頁に詳しく書かれていますので参考にしてください。

②病院の医師の方が、柔道整復師よりも信頼されている

①で述べたように、接骨院（整骨院）を知らないのですから、これは仕方ありません。しかし、医師が信頼されているならばこれを逆手にとって、病院と提携をしましょう。そこでポイントですが、治療についても病院の医師の診断書に添って進めてください。これは、もし示談交渉で揉めて裁判となった場合、医師の診断書が決め手となるからです。

③病院では、2～3ヶ月で治療が終わることが多い

④基準を接骨院・整骨院での治療期間にも当てはめてくる

一部の損保会社の担当者は、病院に絶対の信頼を置いているため、病院の治療期間となる平均2～3ヶ月を基準として考えているように思われます。

さらに、柔整師が得意とする、むち打ち症は外見からは分かりにくい傷病であるため、実際よりも軽く考えている節があります。

⑤120万円までなら自賠償保険から支払われる。

P6で解説したように、120万円までなら国が管理している自賠償保険から支払われます。つまり、120万円を超えなければ、任意保険となる損保会社は支払いがない、つまり持ち出しがありません。

分かりやすくすると、120万円を超えた時点で、損保会社は赤字となるのです。損保会社は民間企業になりますので、マイナスは避けたいの当然ですよ。

この120万円を超える基準として、治療期間が2～3ヶ月を超えたあたりと言われており、これが損保会社の担当者が必死に打ち切りと伝えてくる理由です。

ですから、常に先手を打って、患者さんの病状、治癒までの所要期間、治療手段の必要性などを報告して、損保会社の担当者に治療費がどれくらいかかるのかを分かるように伝える事が大切です。

政府の保障事業とは!?

交通事故の患者様の治療費は、原則として相手側が加入されている自賠責保険や任意保険から支払われます。

でも、こんな患者さんが来院されたら、どうしますか？

ケース A



「ひき逃げに遭いました！もう相手が逃げるなんて最悪です。相手が分からない場合って、治療費は自己負担になるのですか？僕、学生なんでお金がないんです」

ケース B



「ひ、ひどいんですよ！私の車にぶつかった人、任意保険はおろか自賠責保険にも入っていなかったんです。もう最悪。治療費は自己負担になってしまいますか？」

まれなケースですが、相手側が無保険の場合や逃げてしまう場合もあります。これだと相手側からの補償は期待できません。ですが、ケガで苦しんでいる患者さんを目の前にして、まさか治療をしないわけにはいきません。では、治療費はどうしたらよいのでしょうか？



Q. このような相手が逃げてしまった場合、または、自賠責保険がない場合といった特殊なケースでは、誰に治療費を請求したら良いと思いますか？

A1. 相手が保険に入っていないのが悪いのだから、追求して、無理にでも相手側に払ってもらおう。



A2. 患者さんには申し訳ないけれど、治療を受けるのは患者さんなので、運がないと思って自己負担していただく。

A3. A1の方法は時間が掛かりそう。だけど患者さんに支払っていただくのも気の毒なので、別の方法を探してみる。

さて、あなたならどれを選択しますか？

さて、答えはできましたか？

今回は、三つとも間違っはいません！

しかし、A1 と A2 は正解とは言い切れません！

それではその理由を説明しましょう。

まず、A1。

今回のように任意保険はおろか、自賠責保険も期限を切らしてしまっているというのは、全て相手側の責任となります。ですから、筋から言えば相手側に支払っていただくのが当然と言えます。

しかし、任意保険にも加入されていない事を考えると、経済的に苦しく支払能力があるとは思えません。患者さんに交渉いただきながらも別の方法も考えるべきです。

次に、A2。

患者さんが納得され、支払能力もあるようであれば、ご自身で支払っていただくのが賢明です。しかし、支払能力の有無にかかわらず、他人から受けたケガを自分のお金で治すことには納得のいかない方も少なくありません。別の方法も考えるべきです。

そして、A3。

A1 も A2 も間違っはいませんが、先述したように相手側から支払いが厳しい、またはご自身で負担するのに疑問を感じる場合もありますので、別の方法を考えた方が得策です。

では、その別の方法とは一体どんな方法でしょうか？

交通事故による怪我の治療は、原則的には相手側が加入している自賠責保険や任意保険を利用します。ただし、**ひき逃げで加害者が分からなかったり、相手側が無保険であったりすると、被害者は救済の対象となりません。**

こうした場合には、**国土交通省が管轄している政府の保障事業に損害賠償を請求することができます。**

政府の保障事業について簡単に説明。

【請求の方法】

政府の保障事業への請求手続きは、損害保険会社（組合）が受け付けています。また、必要な書類も窓口にあります（代理店では受け付けてません）。

【損害のてん補の内容】

自賠責保険と同様に、傷害の場合は、120万円が法定限度額となります。治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料が損害の範囲となりますので、車両の損害等については支払われません。

【注意事項】

- ①政府の保障事業は、加害者に代わって政府（国土交通省）が被害者の損害を填補する制度であるため、請求できるのは被害者に限られています。（医療機関が代理請求することはできません）
- ②被害者に支払った金額は、後日政府が加害者に求償します。
- ③健康保険や労災保険等の社会保険による給付があった場合はその給付分は差し引いて支払われます。

詳しくは、政府の保障事業で検索ください。

この違い、わかる？



自賠責保険と任意保険

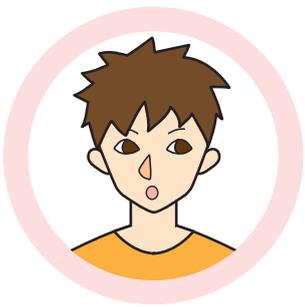
ところで、今までの解説の中で、「自賠責保険」と「任意保険」という言葉を使ってきましたが、この二つの自動車保険の違いは説明できますか？

ここで、実際に治療院であった自賠責保険と任意保険についてのパターンをQ&Aにしましたので、回答してみましよう！



Q. 通院している患者のSさんが、交通事故を起こしてしまい、加害者になったと相談を受けました。
詳しく聞くと、任意保険には加入してなく、自賠責保険には加入されていました。加害者となったSさんの言い分として正解と思われるのはどれでしょう？

A1. 被害者の方、かなり重症みたいです。被害者の治療費とかは、自動車保有者に義務付けられている自賠責保険に入っているんだから、全てその保険で賄えますよね？



A2. 被害者の車もかなり壊れていて修理費が大変そうです。でも自賠責保険に加入しているから、相手側の車の修理費も僕の保険から出るんだよね？

A3. そういえば、僕の先輩が事故を起こした時に、損害保険会社の人から「一括払いという形で処理してくれた」と聞いてました。僕もその”一括払い”で処理してもらえば何もしなくていいのでしょうか？

さて、正しい答えはどれでしょうか？

さて、今回は即答できましたか？

そうです。このSさんは自賠責保険のことが分かっておられないようです。つまり、A1～A3 は全て不正解だとなります。

A1 の間違い

自賠責保険には支払限度額が設定されており、死亡の場合は3000万円まで、傷害の場合は120万円までとされています。

この範囲内で収まっている場合はこのSさんの言われるように、自賠責保険で全てを賄うことができますが、この限度額を超えてしまった場合は加害者である、Sさんが負担する事になります。

A2 の間違い

自賠責保険は、被害者の死傷に関してのみ支払われる保険です。そのため、自賠責保険にしか加入していない場合は、被害者の車の修理費は加害者が自分で負担する事になります。

A3 の間違い

このガイドブックのQ&Aで解説したように、“一括払い”とは、任意保険に加入されている場合に、その損害保険会社がサービスとして行なっているものです。

そのため、自賠責保険にしか加入していない場合はこのサービスを受けることはできません。

自賠責保険にしか加入していなかったSさん。今になって任意保険に入っていなかったことを後悔されています。しかし、任意保険に加入されていたら、全ての問題が解消できていたのでしょうか？

その答えは、Yes です！

自賠責保険は、全ての自動車保有者が加入することを義務づけられています。しかし、被害者が死傷した場合にのみ補償され、**物損に対しては補償されませんが、任意保険は対人、対物のどちらの場合にも補償されます。**

また自賠責保険には、傷害・死亡・後遺傷害・死亡に至るまでの傷害について、それぞれ支払限度額があります。**自賠責保険にしか加入していないと、被害者への賠償額がこの支払限度額を超えた場合、加害者が自己負担することになってしまいます。**

任意保険に加入していれば、自賠責保険の支払限度額を超えた金額に関しては、任意保険より補償を受けることができます。

さらに、「一括払い」のサービスを受けることができ、今回のSさんの悩みは全て解消されることとなります。

以下に、自賠責保険と任意保険の相違を比較してみました。

【自賠責保険・任意保険比較表】

	自賠責保険	任意保険
理念	被害者救済	損害賠償
加入義務	強制	任意
対人補償	有り	有り
対物補償	無し	有り
支払根拠	自賠法3条	民法709条
支払限度額	120万円(傷害)・3,000万円(死亡)	契約内容による
立証責任	加害者	被害者
過失相殺	無し(減額規定有り)	有り

さあ、どうする？



治療費を支払うのは誰？

最近では、接骨院・整骨院のホームページや、店頭には、交通事故治療の場合は、“治療費ゼロ”とか“窓口負担なし”といった表示が当たり前になってきました。しかし、この表示法で勘違いされる方（患者さん）がいるようです。

そこで、支配の義務には誰にあるのかを理解するため、Q&Aを用意しました。回答してみましょう！

Q. 交通事故の被害に遭った患者さんから、こんな質問をいただきました。



先生の院には、交通事故治療なら「治療費ゼロ」とか、「窓口負担なし」と書いてあるよね。

これって保険屋が支払ってくれるから無料って事なんだよね。ってことは、本来、治療費の支払い義務があるのは保険屋さんなの？それとも加害者なの？

この患者さんの疑問、あなたならどう答えますか？

A1. 今まで、交通事故の怪我は、自動車保険（損害保険会社）に請求しているから、支払いの義務があるのは自動車保険（損害保険会社）になる。

A2. いや待てよ。
確かに今まで、自動車保険（損害保険会社）に請求はしていたが、それは加害者の役割を代行しているだけから、本来の支払いの義務があるのは事故を負わせた加害者になる。



A3. いやいや待てよ！
今回は加害者が任意保険に入っているの
で、損害保険会社が支払いをしてくれて
いるが、もし無保険の場合だと、どうなん
だ?? っということは、あ！やっぱり支
払いの義務があるのは、患者様になる。

さて、正しい答えはどれでしょうか？

さて、今回は簡単すぎましたかね。それでは解説です。

加害者が任意保険や自賠責保険に加入している場合、治療費の支払いは保険会社がしていますので、A1 が正解のように思われる方が多いかもしれません。

しかし、医療機関（接骨院・整骨院）と損害保険会社には治療費の支払いの義務はないのです。

ですから本来、加害者が被害者に支払うべきなところ、保険会社が代わって肩代わりしているに過ぎません。

つまり、**治療費の本来の支払い義務は、患者です。**

※患者さんに代わり、医療機関が代理請求を行なう場合は、以下の手続きを行なうことで可能となります。

治療費の支払い

相手側が任意保険に加入されている場合は、その任意保険を取扱っている自動車保険（損害保険会社）が窓口となりますので、冒頭に説明した「一括請求」の処理をしてくれることが多くなります。

逆に、相手側が任意保険に加入されていない場合には、自賠責保険に「加害者請求」か「被害者請求」を行うこととなります。

医療費の受任請求と支払指図

医療機関は原則的には、自賠責保険の請求者となることはできません。しかし、被害者である患者様からの委任を受ければ、相手側が契約している自賠責保険となる損害保険会社から直接治療費を受け取ることが可能となります。これを医療費の受任請求といい、治療費に限って受任することができます。

もう一つは被害者（患者さん）が自賠責保険に治療費などを含めた損害賠償を請求し、そのうちの治療費については医療機関に支払うように自賠責保険会社に支払指図する方法があります。

さて、あなたは、いくつ即答できましたか？

また、全問正解できましたか？

即答はできなかった、全問正解ができなかった、などあるかもしれませんが、でも、ガッカリする事はありません。これから学んでいけばよいのですから！

また全て正解だった場合も、安心されてはいけません！

ハイパークラスの柔整師さんになりますと、弁護士でもビビるほどの、交通事故に関する知識を持つ方がいます。

もしかしたら、「なにもそこまでの知識はいらない」と思うかもしれません。

ですが、**専門知識があれば、健康保険で治療する事が減ります。場合によってはなくなります。つまり損保会社の担当者と対等な立場で交渉ができます。**

ましてや一般の人が交通事故に遭う事など一生に一度と言われております。つまり、交通事故で怪我をされた患者さんは、スタートから分からない事だらけなのです。

事故して困っている時に、「ズバツと即答できる治療家」と、「自分にはちょっと分からないかな」という治療家がいたら、患者さんの目には、どう見えると思いますか？

きっと、「頼りになる」、「先生の院に行けば大丈夫」、「こまったら相談しよう」といった気持ちをもってくれるのでしょうし、私もそう思います。これらの繰り返しが、それが街の人から必要とされる（愛される）柔整師であり、愛される院となるでしょう。

その証拠に、先ほど伝えたハイパークラスの柔整師の院には、毎月15人以上の交通事故の患者さんが通い、多い月は30人を超えることもあるそうです。

あなたも交通事故治療の専門家を目指してみたいと思いませんか。

当会では、柔道整復師が交通事故治療を取り扱う上で知っておくべき知識をまとめた、『交通事故治療家専門マニュアル』を119,800円で販売しております。

こちらのマニュアルには、**述べ3500件以上の交通事故案件を解決した弁護士**や**交通事故に関する書籍の編集長**、**ハイパークラスの柔整師**にもご協力いただき、当初の予定より**完成度が高くなっております**。

しかしその反面、高額となり、内容も難易度が高く、理解するまで時間が掛かってしまうの現状です。

そこで当会では毎月、弁護士を交えて勉強会を開き、交通事故治療専門家としての育成にも力を入れています。

もし、あなたが本気で交通事故治療専門家になりたいとお考えなら、下記のQRより資料をお取り寄せください。

■交通事故治療専門家の資料はコチラから

<https://form.os7.biz/f/01d579c1/>

今ならご入会された方には
交通事故治療専門家マニュアル（定価110,000円）
をプレゼントしています。

※あと6人分となります

